

椿油粕は適正に使用しましょう！

ジャンボタニシ駆除に使用しないでください！

- 特殊肥料として販売されている**椿油粕**は、農薬として登録されていないため、ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の駆除目的で使用することは禁止されています。
- 害虫の駆除目的で使用すると、農薬取締法違反※となります。ジャンボタニシの駆除には登録のある農薬を使用しましょう。

※ 最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科せられます。

流出しやすい場所では使用を避けてください！

- **椿油粕**には魚介類に影響のある成分「サポニン」が含まれています。
- 肥料として使用する場合も、水を張った水田や、用排水路や池などに流出しやすい場所では使用を避けてください。

お問い合わせ先

熊本県農林水産部 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL：096-333-2381

または各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課まで